国の電気料金激変緩和対策事業による

電気料金の値引きについて

当社は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」に参画する申請を行い、このたび採択されました。採択を受け当社は、2023 年 2 月分の電気料金から、国が指定する単価分を値引きしたうえでお客さまへ電気料金をご請求いたします。

1. 本事業の概要
経済産業省のホームページをご確認ください
https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/

2. 国が指定する値引き単価
低圧：7.00 円/kWh（税込）
高圧：3.50 円/kWh（税込）

※特別高圧のお客さまは対象外となります。
なお、電気料金算定の際は、電気需給契約に基づき算定した燃料費調整単価（税抜）から、国による電気料金軽減措置単価（税抜）を値引きいたします。

〈本事業に係るお問い合わせ先〉
経済産業省 資源エネルギー庁
電気・ガス価格激変緩和対策 事務局 需要家向け窓口
0120-013-305（平日 9:00～17:00。土日、祝日、年末年始を除く）